

○駐在所等に勤務する警察官の家族に対する報奨金の支給に関する訓令の運用について  
(平成26年3月18日岩警第405号警察本部長)

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

駐在所等に勤務する警察官の家族に対する報償金の支給に関する訓令（平成26年岩手県警察本部訓令第3号）第6条の規定に基づき、報償金の支給に関し、具体的な取扱い等を定め、平成26年4月1日から施行するので、その取扱いに誤りのないようになりたい。

なお、駐在所等に勤務する警察官の家族等に対する報償金の支給に関する訓令の運用について（昭和57年5月7日付け岩警発第304号）は、平成26年3月31日をもって廃止する。

記

1 報償金制度の趣旨

(1) 警察運営の基盤を成すものは、地域警察業務であるが、特に駐在所等に勤務する警察官は、職務の特殊性から、地域住民との接触が多いほか、事件事故の防止等のため、昼夜の別なく街頭活動に従事していることから、当該警察官の不在時等における警察業務の対応に当たっては、家族の直接的かつ継続的な協力が不可欠であり、当該家族の家庭生活を大きく制約している実状にある。

このような事情を考慮し、その労苦に報いるため、駐在所等に勤務する警察官の家族に対し、協力の謝礼として報償金を支給するものであること。

(2) 従来は報償金として、駐在所等に勤務する警察官の家族に対しては協力謝礼及び公衆接遇費を、単身等で駐在所等の併設住宅に居住し勤務する警察官に対しては、公衆接遇費をそれぞれ支給していたところであるが、今般、公衆接遇に係る経費について、使途に応じた適正な予算執行に見直し、公衆接遇費を廃止するとともに、家族に対する協力謝礼についても協力の状況を確認した上で支給するなど、報償金制度を全面的に改めたものであること。

2 報償金制度運用上の留意点

(1) 第2条（用語の意義）関係

ア 支給対象となる「交番」には、交替制勤務又は当直勤務の警察官を配置している交番であっても、勤務形態が駐在所と同様のものも含む。

イ 「家族」とは、併設住宅に居住し、勤務している警察官と同居して、当該警察官若しくはその他の警察官が職務中又は不在となったときなど、警察業務の対応に直接的に協力し、しかもその協力態勢が一時的なものでなく、継続の状態にある者であること。

なお、「継続」とは、当該警察官と同居し、その日常が当該警察官と同様の場合をいう。したがって、次のような場合は、継続しているものとは認められない。

(ア) 駐在所等を不在にするような職業（夜間のみを含む。）に就いている場合（出産休暇及び育児休業の取得により、その期間のみ併設住宅に居住する家族については、当該休暇等の趣旨に鑑み、継続の状態にある者とはみなさないものとする。）

- (イ) 学生又は生徒である場合
- (ウ) 家族が家庭の都合で併設住宅以外の住居等に居住し、時折駐在所等に居る場合
- (エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、これらに準ずると認められる場合

ウ 「親族」とは、民法（明治29年法律第89号）第725条の親族をいう。

#### (2) 第3条（報償金の支給対象等）関係

ア 「当該警察官の職務に協力する日」とは、駐在所等に勤務する警察官の家族が併設住宅に居住し、当該警察官の職務に協力できる状況にある日をいう。したがって、前号イ(ア)から(エ)までに該当する場合及び自宅管理、帰省、旅行その他の理由により終日不在となる場合は、含まれない。

イ 同一月内において、家族に変動が生じ、認定替えを必要とする場合は、変動の前後における家族は同一人とみなすこと。

ウ 報償金の月額について、日割計算は行わない。

#### (3) 第4条（家族の認定等）関係

ア 家族については、次の場合において直接的かつ継続的に警察官の職務に協力している状況にある者を認定するものとする。

(ア) 警察官が新たに駐在所等に配置になり、当該併設住宅に家族が同居した場合

(イ) 警察官が他の駐在所等に配置換えになり、当該併設住宅に家族が同居した場合

(ウ) 次に掲げる事由により家族に異動が生じた場合

a 婚姻、同居等により家族が生じた場合

b 認定を取り消された事由が解消し、再び家族となった場合

c 家族が替わった場合

イ 「直接的かつ継続的に当該警察官の職務に協力しないもの」とは、家族が第1号イ(ア)から(エ)までに該当する場合等をいう。

ウ 署長は、家族の認定及び取消しを行ったときは、駐在所等家族報償金支給対象者認定簿（様式第1号）に記載し、認定状況等を明らかにしておくものとする。

#### (4) 第5条（支給の方法）関係

ア 「協力状況」とは、家族が併設住宅に居住していつでも協力できる状況にあることをいい、具体的に協力業務がない場合であっても、当該住宅に居住事実があれば該当するものである。

イ 報償金の支給が認定された駐在所等に勤務する警察官は、家族の協力状況について、駐在所等家族報償金支給対象者居住状況報告書（様式第2号。以下「居住状況報告書」という。）により警察署地域課長の確認を受けた上で、翌月5日まで（3月分については当該月末まで、所属を異にする配置換えについては当該発令日までとする。）に署長に報告するものとする。

ウ 月の中途の所属を異にする配置換え後も、引き続き他の駐在所等で家族が協力することとなる場合は、協力日数が当該月の2分の1以上となる所属において支給することから、配置換え前の所属において協力日数が当該月の2分の1に満たない場合は、配置換え後の所属に当該月の居住状況報告書の写しを送付すること。

エ 報償金の支払方法は、口座振込によるものとし、あらかじめ家族から駐在所等家族報償金口座振込申出書（様式第3号）を提出させること。

(5) その他

報償金の支給が認定された駐在所等に勤務する警察官は、支給対象である家族に対して、この報償金制度について十分に説明し理解を得ること。